

令和6年度 市民税・県民税の申告の手引き

提出期限

**令和6年
3月15日(金)**

この申告書は、令和5年度市民税・県民税申告書を提出した方、令和6年度の申告書送付を希望した方にお送りしています。

- P.2 申告が必要かどうか
確認しましょう
- P.3 フローチャート参照
- P.4 申告に必要なもの
- P.5 郵送でも申告を受け付けます
- P.6 申告書の記入方法

- P.9 非課税になる方/
令和6年度税制改正
- P.10 医療費控除
- P.12 所得の種類とその内容
- P.13 控除の種類とその内容
- P.14 よくあるお問合せ

**申告は
事前予約制
です**

申告方法と日程

市の会場で申告する場合



LINEで予約

または



電話で予約

水戸市公式 LINE
@mitocity



予約専用ダイヤル
029-297-6010

自分で郵送する場合



P.5参照

申告受付時間

午前9時～午後4時30分

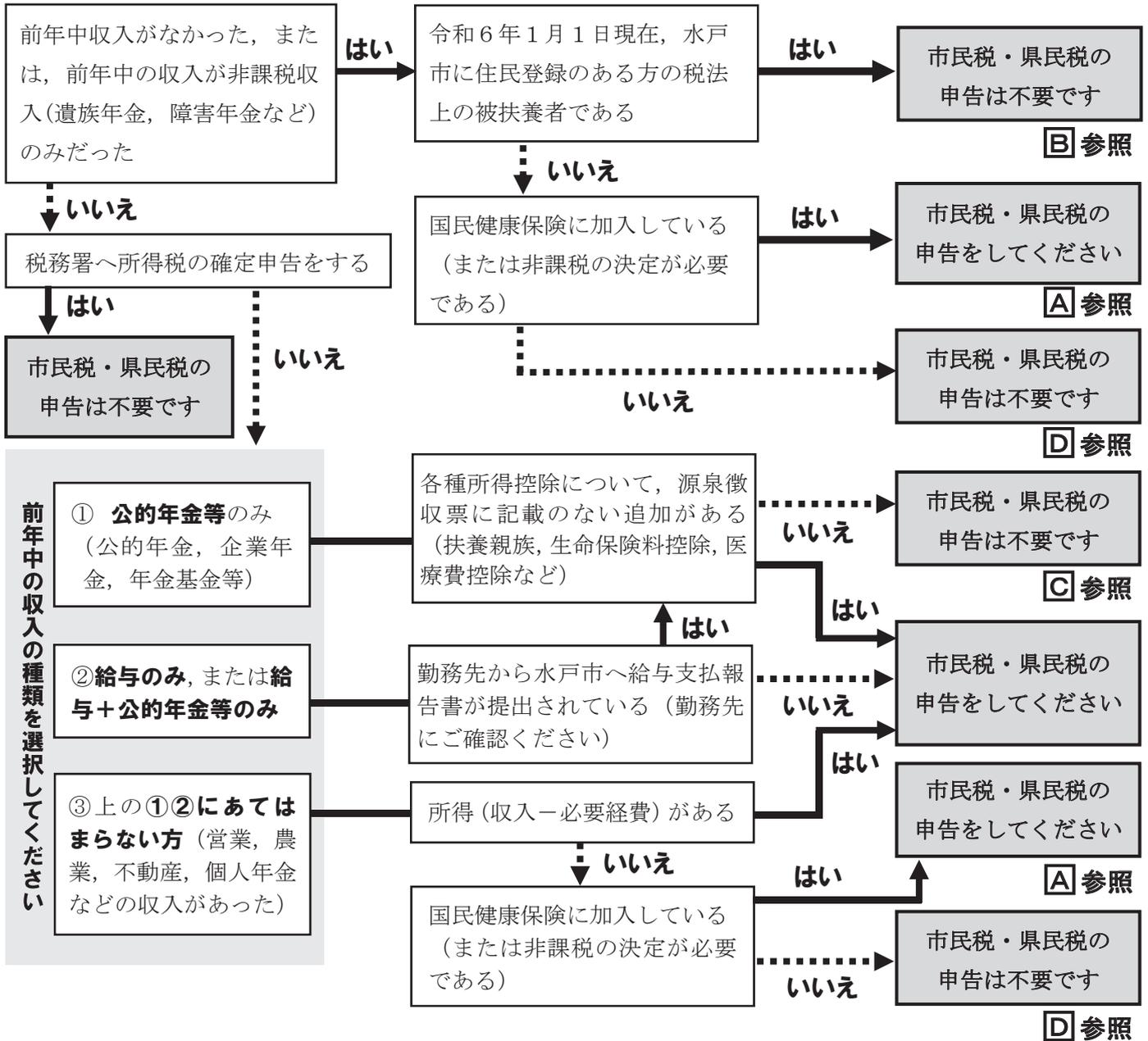
※市民税課窓口では予約・
申告は受け付けていません。

予約方法の詳細は、別紙「申告受付は事前予約制です」をご覧ください。

申告日程カレンダー

月	火	水	木	金	土	日
2024年 2月			1	2 稻荷第一 市民センター	3	4
5	6	7 内原市民センター	8 内原市民センター	9 内原市民センター	10	11 建国記念の日
12 振替休日	13	14	15	16 水戸市役所	17	18
19 水戸市役所 石川市民センター	20 水戸市役所 石川市民センター	21 水戸市役所	22 水戸市役所	23 天皇誕生日	24	25 水戸市役所
26 水戸市役所	27 水戸市役所 桜川市民センター	28 水戸市役所	29 水戸市役所 堀原市民センター	1	2	3
月	火	水	木	金	土	日
2024年 3月				1 水戸市役所 堀原市民センター	2	3
4 水戸市役所	5 水戸市役所 山根市民センター	6 水戸市役所	7 水戸市役所 国田市民センター	8 水戸市役所	9	10
11 水戸市役所	12 水戸市役所	13 水戸市役所	14 水戸市役所	15【申告期限】 水戸市役所	16	17

市民税・県民税の申告が必要かどうか確認しましょう



「A～D参照」の結果が出た場合は次のページもご参照ください

市・県民税申告？確定申告？迷ったときは…

確定申告が必要な主な例

- ・ 公的年金等の収入金額が 400 万円を超える方
- ・ 公的年金等の収入金額が 400 万円以下であるが，それ以外の所得が 20 万円を超える方
- ・ 公的年金等の収入金額が 400 万円以下であるが，所得税が源泉徴収されており，医療費控除等により所得税の還付を受けたい方
- ・ 給与所得者で年末調整を受けていない方（年の途中で退職した方等）
- ・ 給与所得者で年末調整を受けているが，医療費控除等により所得税の還付を受けたい方
- ・ 複数の所得があり，所得税を納税する必要がある方

※上記に該当する方について，2月2日～3月15日の申告日程において，市の申告会場でも申告を受付けます（郵送は不可）。所得の内容や金額によっては税務署への確定申告が必要になる場合があります。ご自身で確定申告が必要かどうか判断できない場合は，税務署へお問合せください。

フローチャート参照

A 非課税でも市民税・県民税の申告書を提出する必要がある方

所得の合計が42万円以下で、市民税・県民税が非課税となる方でも、次の①～④のいずれかに該当する場合は、水戸市へ市民税・県民税の申告をしてください。

- ① 国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険、児童扶養手当、就学援助、公営住宅、医療福祉費助成制度（マル福制度）、指定難病等の保険料算定や料率区分判定のために非課税と決定される必要がある方
- ② ①以外の理由で非課税の証明書が必要な方
- ③ 所得証明書が必要な方

※収入が0円の方については、申告書記載例が8ページにありますので参考にしてください（遺族年金、障害年金については、税法上は0円の取扱いになります）。

B 親族の被扶養として申告されているため、申告が不要な方

所得の合計が42万円以下で、納税義務者が申告や年末調整（※）であなたを扶養親族としている場合は、あなた自身の申告がなくても非課税と同様の扱いとなります。しかし、あなたを扶養している方が水戸市外に住民登録をしている場合で、あなた自身が**A**に該当するときは、市民税・県民税申告をしてください。

※給与所得が1,000万円を超えている給与所得者の配偶者（収入なし）は、控除対象配偶者（被扶養者）には該当しないため、原則として配偶者本人の申告が必要です。ただし、給与所得者が確定申告等で同一生計配偶者の氏名を記載した場合は、申告は不要です（配偶者の非課税とは決定されません）。

C 課税資料が水戸市に届いているため、申告が不要な方

次の①または②に該当する方は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

- ① 給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書（複数ある場合はそのすべて）が水戸市へ提出されている方
- ② 公的年金等収入のみの方（源泉徴収の対象とならない外国で支払われる年金等の支給を受ける方は除く）

※申告をしなくても、水戸市に届いた給与や年金の支払報告書に基づき市民税・県民税が決定されますが、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を追加する場合は、市民税・県民税申告をしてください。

D 課税される所得がないため、申告しなくてもよい方

課税される所得がない場合は、市民税・県民税は課税にならないため申告の必要はありません。ただし、課税（非課税）証明書や所得証明書が必要な場合等は申告が必要です（**A**をご覧ください）。



下に該当する場合は税務署会場のみでの受付です

- ・土地又は建物等を譲渡した（売った）方
- ・特定口座以外の株式等の譲渡所得や先物取引の申告をする方
- ・上場株式配当等控除や外国税額控除の申告をする方
- ・住宅ローン控除の初年度の申告をする方
- ・準確定申告（亡くなった方の申告）をする方
- ・令和4年分以前の確定申告をする方
- ・山林所得又は退職所得の申告をする方
- ・不動産収入等に係る建物の減価償却の計算（初年度）が必要な方
- ・青色申告、消費税又は贈与税の申告をする方
- ・地震、水害、台風等による雑損控除の申告をする方
- ・確定申告書控えに受付印が必要な方

場所 中央ビル4階（泉町2丁目3-2）
期間 令和6年2月16日（金）～3月15日（金）
※土・日・祝日は除く。ただし、2月25日（日）は受付を行います。
時間 午前9時～午後4時（時間前に受付終了する場合があります）
※当日配布又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。スマートフォンをお持ちの方は、ご自身のスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。
問合せ
水戸税務署 029-231-4211（音声案内）

申告に必要なもの

令和6年度の申告は令和5年1月～12月の内容です

1 収入が分かる書類

収入の種類	主な必要書類
年金収入, 給与収入	源泉徴収票
一時所得, 雑所得等	保険会社から発行された個人年金・満期保険等の支払証明書, シルバー人材センターの配分金, 工賃収入が分かる証明書など
営業, 農業, 不動産収入	収支内訳書(前年申告している方には, 同封して送付しています。収入や必要経費についてまとめた上で, 記入をしてください)

2 控除内容が分かる書類

控除の種類	主な必要書類
社会保険料控除	国民健康保険, 後期高齢者医療保険, 介護保険, 国民年金, 任意継続等の控除額証明書, 納付額確認書または領収書
勤労学生控除	在学証明書, 学生証
障害者控除	障害者手帳, 療育手帳, 障害者控除対象者認定書等
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社から発行された控除証明書
寄附金税額控除	寄附金の受領書, 受領証
医療費控除	医療費控除の明細書(領収書の添付は不要。詳細はP.10～11)

■国外居住者を扶養している場合

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は, 申告の際に【親族関係書類】と【送金関係書類】の添付が必要です。

なお, 令和6年度から, 30歳以上70歳未満の国外に居住する親族については, 扶養控除及び非課税限度額の算出に係る扶養親族の対象となりません。ただし, 下記①～③のいずれかの条件に該当する場合は対象となりますが, 必要書類が異なりますので, 詳細はお問合せください。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しない者
- ② 障害者
- ③ 納税義務者から年間38万円以上の生活費又は教育費を受けている者

※国外居住親族が複数いる場合は, 各人ごとに書類が必要になります。「親族関係書類」及び「送金関係書類」が外国語で作成されている場合には, その翻訳文も必要です。

親族関係書類	国外居住親族が納税義務者の親族であることを証する書類 (例) 戸籍謄本, 出生証明書等
送金関係書類	国外居住親族の生活費等の送金を各人に行ったことを明らかにする, いずれかの書類 ① 金融機関の書類 ② クレジットカードの利用明細書

3 マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない場合, 右表の【番号確認】と【身元確認】からそれぞれ1つずつ必要になります。

※代理申告の場合は, 本人確認書類の【番号確認】に加え, 代理権の確認及び代理人の【身元確認】が必要となります。代理権の確認には, 任意代理人の場合は委任状が, 法定代理人の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類が必要です。

番号確認	個人番号記載の住民票, 通知カード(住所・氏名等が住民票に記載されている内容と一致しているものに限る)
身元確認	運転免許証, 公的医療保険の被保険者証, パスポート, 在留カードなど

郵送でも申告を受け付けます

提出するもの(P.4 参照)

- 1 市民税・県民税申告書
 - 2 収入が分かる書類, 控除内容が分かる書類
 - 3 本人確認書類のコピー
- 一度提出された書類は返却できませんのでご注意ください。

送付先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市市民税課

※P. 14 に切り取って使える封筒宛名があります。
封筒・切手はご自身でご用意ください。

申告書の記入が一部省略できます

年金収入, 給与収入, 生命保険料控除等の各所得・控除については, 源泉徴収票・控除証明書等の添付資料(写しでも可)を同封するだけで申告することができます。添付資料をもとに市民税課で各所得・控除額を計算し適用します。

■申告書の記入を省略できる添付資料一覧

収入に関する書類	<ul style="list-style-type: none">・給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票・個人年金の支払証明書・満期保険金等の支払明細書
控除に関する書類	<ul style="list-style-type: none">・医療費控除の明細書・社会保険料の控除額証明書, 納付額確認書, 領収書・生命保険, 地震保険の控除証明書・寄附金の明細書, 受領証・障害者手帳, 障害者控除対象者認定書

記入を省略する場合の注意事項

- ・申告書左の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」中の, 「⑰～⑲寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除」, 「⑳障害者控除」, 「㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」, 「㉓扶養控除・16 歳未満扶養親族」の欄については, 記入をお願いします。
- ※申告書右下の「4 所得から差し引かれる金額」への控除額の記入は不要。
- ・医療費控除の適用を受けるには医療費控除の明細書の提出が必要です。申告書に同封している医療費控除の明細書をご利用ください。
- ※領収書の添付は不要。

申告の控えが必要な方

受理された申告書の控えが必要な方は, 申告書を提出する際に, 返信用封筒(宛名を記入し 84 円切手を貼ったもの)と申告書のコピーを同封してください。申告書のコピーに受付印を押印したものを返送いたします。

※返送される控えは, 市に提出された申告書のコピーです。補記等は行っておりません。

税額シミュレーションシステムをご利用ください

水戸市のホームページから, 市民税・県民税申告書の作成・印刷と税額及びふるさと納税の目安額の試算ができます。作成し印刷した申告書の提出により, 申告することができます。

※電子申告はできません。

【水戸市ホームページ】

ホーム>分類から探す>暮らし・手続き>税金・寄附>個人市民税>市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます



<https://www.city.mito.lg.jp>

郵送した申告書が市役所に届いたかどうか確認したい場合

申告期間中は大量に申告書が届くため, 処理が完了するまでに日数を要します。申告書の郵送後, 市役所に届いたかどうかすぐに確認が必要な方は, 特定記録郵便や書留など追跡できる形式で送付するか, 申告書のコピーと返信用封筒を同封して送付してください。

申告書の記入方法

受付番号 お問合せ番号

令和6年度(令和5年分)市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

水戸市長宛て

提出

有 無

様

現住所

1月1日現在の住所

フリガナ

氏名 **A** 大・昭平・令

個人番号

電話番号

世帯主の氏名

業種又は職業

続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

D 社会保険料控除

E 生命保険料控除

F 地震保険料控除

G 障害者控除

H 雑損控除

H 医療費控除

13 社会保険の種類 支払った保険料 円 社会保険の種類 支払った保険料 円

14 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

15 国民年金保険料

16 介護保険料

17 寡婦控除 死別 生死不明 離婚 未帰還

18 ひとり親控除 (学校名)

19 勤労学生控除

20 障害者の氏名 個人番号 障害の程度 身体・精神・その他 級度

21 配偶者の氏名 生年月日 大・昭平・令

22 配偶者の合計所得金額

23 扶養控除 氏名 個人番号 同居・別居 控除額 万円

16 65歳未満扶養親族 氏名 個人番号 同居・別居 万円

25 雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 円 保険金などで補てんされる金額 円 差引損失額のうち災害関連支出の金額 円

26 医療費控除 支払った医療費等 円 保険金などで補てんされる金額 円

1 収入金額等

事業	営業等	ア	円
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	B
	公的年金等	キ	
	雑業	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
	長期	サ	
	一時	シ	
総合譲渡	一		

2 所得金額

事業	営業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	C
	公的年金等	⑦	
	雑業	⑧	
	その他	⑨	
	合計(⑦~⑨)	⑩	
総合譲渡・一時		⑪	
合計(①~⑥+⑩+⑪)		⑫	

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	13	
小規模企業共済等掛金控除	14	
生命保険料控除	15	
地震保険料控除	16	
寡婦・ひとり親控除	17~18	
勤労学生・障害者控除	19~20	
配偶者(特別)控除	21~22	
扶養控除	23	
基礎控除	24	
雑損控除	25	
医療費控除	26	
合計(13~26)	27	

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(マイナンバー)(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

裏面にも記載する欄がありますので、注意してください。



Ⓐ	氏名等の記入	住所、氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。
----------	--------	--

収入・所得に関する記入

Ⓑ	収入金額等	該当する収入の種類ごとに、収入金額を記入します。営業・農業・不動産収入のあった方は事前に作成した収支内訳書をもとに、給与や年金等の収入があった方は各支払者から送付される源泉徴収票をもとに記入してください。
Ⓒ	所得金額	収入から必要経費を引いた金額（所得金額）を記入します。給与・年金収入の場合、所得を求める計算式が決められていますので、P.12の「所得金額計算表」を参照してください。

所得から差し引かれる金額等（所得控除）の記入 ※計算方法等はP.13「市民税・県民税控除の種類とその内容」を参照。

Ⓓ	社会保険料控除	令和5年中に国民健康保険・国民年金・健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・雇用保険などに支払った金額全額が控除額となります。源泉徴収票に記載されているものはその金額を、それ以外のは支払ったことが分かるものをもとに支払った金額を記入してください。 ※社会保険料の支払額が分かる証明書、確認書等を添付してください。 ※源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額を記入する場合は、「社会保険の種類」欄に「源泉徴収分」と記入してください。 ※納税義務者が、生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料を支払った場合は、申告することができます。 ※公的年金等からの天引き分・口座振替分は、本人以外が申告することはできません。
Ⓔ	生命保険料控除	令和5年中に支払った保険料を記入してください。 ※保険会社が発行する控除証明書を添付してください。「新(旧)生命保険料」「新(旧)個人年金保険料」「介護医療保険料」の区分は、控除証明書に記載されています。
Ⓕ	地震保険料控除	令和5年中に支払った保険料を記入してください。 ※保険会社が発行する控除証明書を添付してください。「地震保険」「旧長期損害保険」の契約の区分は、控除証明書に記載されています。
Ⓖ	人的控除等 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 障害者控除 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 扶養控除 16歳未満扶養親族	(1) ご自身と生計を一にする配偶者（令和5年中の合計所得金額が133万円以下）又はその他の親族（令和5年中の合計所得金額が48万円以下）の方がいる場合は、「①～②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「③扶養控除」、「16歳未満扶養親族」の欄に、氏名、続柄、生年月日、同別居の区分、個人番号を記入してください。また、別居の扶養親族等がいる場合は、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」の欄にも、氏名、住所（令和6年1月1日に住民登録していた住所）、個人番号を記入してください。 ※配偶者が同一生計配偶者で、ご自身の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「□（同一生計配偶者）」にチェックしてください。 ※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で合計所得金額が48万円以下の方です。 (2) 本人、同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）、扶養親族のうち障害者の方がいる場合は、「④障害者控除」欄に氏名、障害の程度、個人番号を記入してください。 ※障害者手帳、障害者控除対象者認定書等のコピーを添付してください。 (3) 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除に該当する場合は、「⑦寡婦控除」、「⑧ひとり親控除」、「⑨勤労学生控除」の欄に記入してください。 ※該当条件等については、P.13を参照。勤労学生の場合は学生証のコピーを添付。
Ⓖ	医療費控除 （詳細はP.10～11）	令和5年中に支払った医療費などが該当します。「⑥医療費控除」欄の「支払った医療費等」と「保険金などで補てんされる金額」を記入してください。セルフメディケーション税制を利用する場合は、「支払った医療費等」欄に支払った特定一般用医薬品等購入費を記入してください。領収書の添付は不要です。 ※医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。 ※セルフメディケーション税制の場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。

書類を添付することで、記入を一部省略できる場合があります。詳細は、P.5をご覧ください。

記入例① 年金を受給している場合（遺族年金・障害年金を除く）

令和6年度（令和5年分）市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

住所：水戸市中央1-5-48
氏名：水戸 太郎
生年月日：30.1.1
マイナンバー：123456789123
電話番号：029-224-1111

収入金額等：1 収入金額等 2 所得金額 3 所得から差し引かれる金額 4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除：国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、厚生年金保険料、介護医療保険料の計

生命保険料控除：新生命保険料の計、旧生命保険料の計

雑損控除：損害金額、保険金などで補てんされる金額

医療費控除：支払った医療費等

合計⑩：所得金額

合計⑫：所得金額

- 住所、氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。
- 日本年金機構など、公的年金等の支払者から送付される「令和5年分 公的年金等の源泉徴収票」をもとに支払金額を記入してください。
※個人年金の場合は、支払金額を「その他ケ」に記入してください。個人年金の支払額は、保険会社から発行された個人年金の支払明細書に記載されています。
- P.12の「公的年金等の所得金額計算表」を参照し、所得金額を記入してください。
※個人年金の場合は、支払金額から必要経費を差し引いた額を「その他⑨」に記入してください。個人年金の必要経費（掛金）については、保険会社から発行された個人年金の支払明細書に記載されています。
- 雑「合計⑩」、所得金額「合計⑫」を記入してください。
- その他、保険料控除や人的控除（障害者控除や扶養控除など）がある場合は、該当の箇所に入力してください。

記入例② 収入が0の場合（遺族年金・障害年金を含む）

令和6年度（令和5年分）市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

住所：水戸市中央1-5-48
氏名：水戸 太郎
生年月日：30.1.1
マイナンバー：123456789123
電話番号：029-224-1111

収入金額等：1 収入金額等 2 所得金額 3 所得から差し引かれる金額 4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除：国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、厚生年金保険料、介護医療保険料の計

生命保険料控除：新生命保険料の計、旧生命保険料の計

雑損控除：損害金額、保険金などで補てんされる金額

医療費控除：支払った医療費等

合計⑩：所得金額

合計⑫：所得金額

- 住所、氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。
 - 「合計⑫」の欄に「0」と記入してください。
※収入金額が0円の場合、この記入のみで非課税が決定されます。
 - 該当するものに☑をつけ、記入してください。
裏面
遺族年金、障害年金、生活保護など非課税所得のみ受給している場合は、3に☑をつけ、記入してください。
- 17 令和5年中に所得（収入）のなかった方は、下記により生活の根拠を記入してください。
- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 下記の者に扶養又は仕送り等の援助を受けていた。
氏名： 続柄：
住所：
職業： 勤務先等： | <input checked="" type="checkbox"/> 非課税所得を受給していた。
遺族年金・障害年金・雇用保険・生活保護
受給期間： R5年1月からR5年12月
受給額： 600,000円
<input type="checkbox"/> その他（例：養育費、傷病手当等） |
|---|---|
- ※遺族年金等は非課税所得のため、表面の収入金額の欄への記入は不要です。
※遺族年金年等の通帳の写しの添付は不要です。

市民税・県民税が非課税になる方

市民税・県民税は、均等割（一定額（5,000円）の負担）と所得割（所得金額に応じた負担）の2種類で構成されており、非課税の判定については下表のとおりです。

均等割も所得割も課税されない方	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方 ・前年の合計所得金額(※1)が135万円以下で、①未成年者(平成18年1月3日以降生まれで婚姻歴がない方) ②ひとり親 ③寡婦 ④障害者のいずれかに該当する方
均等割が課税されない方	前年の合計所得金額(※1)が次の金額以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ・本人のみの場合 420,000円 ・扶養親族がいる場合 $320,000円 \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族(※3)の数}) + 289,000円$
所得割が課税されない方	前年の総所得金額等(※2)が次の金額以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ・本人のみの場合 450,000円 ・扶養親族がいる場合 $350,000円 \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族(※3)の数}) + 420,000円$

※1 合計所得金額とは、給与、年金等の総所得（申告書⑫の金額）、山林・退職所得及び分離課税所得の合計額で、損失の繰越控除、分離課税に係る特別控除を適用する前の金額

※2 総所得金額等とは、合計所得金額に損失の繰越控除を適用した後の金額

※3 扶養親族には、16歳未満の扶養親族（年少扶養）を含みます。

令和6年度 税制改正

森林環境税の課税が始まります

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。一人年額1,000円が課税されます。

なお、森林環境税は国税であることから、非課税基準が市民税・県民税とは異なるため、市民税・県民税は非課税でも森林環境税のみ課税される場合があります。

※上記「市民税・県民税が非課税になる方」のうち、【均等割も所得割も課税されない方】に該当する方は、森林環境税も課税されません。

森林環境税の非課税判定基準

扶養親族なし	前年の合計所得金額(※1)が415,000円以下の方
扶養親族あり	前年の合計所得金額(※1)が $315,000円 \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族(※2)の数}) + 289,000円$ 以下の方

※1 合計所得金額とは、給与、年金等の総所得（申告書⑫の金額）、山林・退職所得及び分離課税所得の合計額で、損失の繰越控除、分離課税に係る特別控除を適用する前の金額

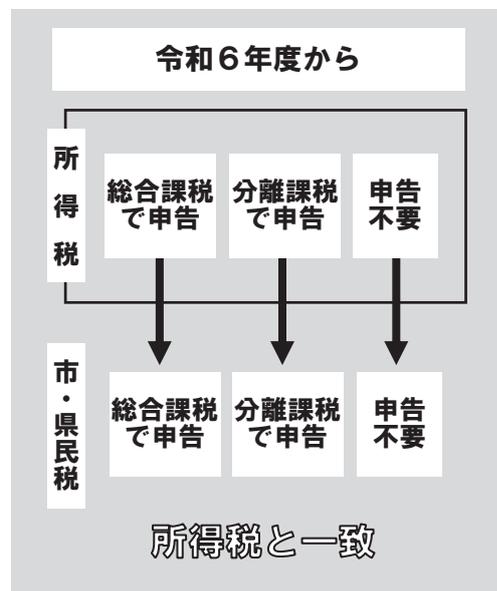
※2 扶養親族には、16歳未満の扶養親族（年少扶養）を含みます。

上場株式等に係る所得の課税方式の統一化

これまで所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択できた、特定配当等に係る所得(※1)及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得(※2)について、令和6年度（令和5年分）から課税方式を一致させることとなりました。これにより、所得税では総合又は分離課税で申告し、市民税・県民税では申告不要とする申告はできなくなりました。所得税で申告した場合は、市民税・県民税でも同じ所得での課税となります。国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他市の行政サービスの一部は、主に市民税・県民税の所得金額をもとに決定されるため、申告にあたっては、総合的にご検討いただくようお願いします。

※1 特定配当等とは、大口株主等が支払を受けるものを除く配当及び利子で、所得税及び復興特別所得税（税率15.315%）及び市民税・県民税（税率5%）が源泉徴収されているものをいいます。

※2 特定株式等譲渡所得金額とは、特定口座のうち源泉徴収口座に受入れた上場株式等の譲渡所得等で、所得税及び復興特別所得税（税率15.315%）及び市民税・県民税（税率5%）が源泉徴収されているものをいいます。



医療費控除

医療費控除は、所得がある方が、自分や家族のために医療費・薬代などを支払ったときに受けられる**所得控除**です。医療費控除には、通常の「医療費控除」と「セルフメディケーション税制による特例控除」の2種類があります。ご自身にとって有利な方法で申告してください。

※適用できるのはいずれか一方のみです。

医療費控除は医療費が
還付される制度では
ありません

医療費控除とセルフメディケーション税制の比較表

	医療費控除	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例
対象医療費	自己又は自己と生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	自己又は自己と生計を一にする配偶者や親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費 ※一定の取組みに要した費用は対象外。
必要書類	・医療費控除の明細書 ・医療費通知（原本）	・セルフメディケーション税制の明細書 ※市ホームページからダウンロードできます。
計算方法	次の(1)(2)のいずれか多い方 (1) (支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×5%) (2) (支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－10万円 ※いずれも200万円が限度額。	(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされた金額)－1万2千円 ※8万8千円が限度額。

いずれの場合も領収書は添付しないでください

【医療費控除を申告する際の留意点】

- ・明細書の記入内容の確認のために、市から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、医療費の領収書は、自宅で5年間保管してください（医療費通知を添付したものは除く）。
- ・介護保険制度を利用し施設サービスや居宅サービスを受けているときは、事業者が発行する**領収書に医療費控除の対象として記載されている金額のみ**が医療費控除の対象となります。

【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を申告する際の留意点】

- ・対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組みを行ったことを明らかにする書類は、自宅で5年間保管してください。

医療費控除の対象となるもの・ならないもの

対象となるもの	対象とならないもの
<input type="checkbox"/> 医師・歯科医師による診療費 <input type="checkbox"/> 治療・療養に必要な医薬品の購入費 <input type="checkbox"/> 治療のためのあん摩、マッサージその他施術費など ※医師・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師など資格者による施術に限る。 <input type="checkbox"/> おむつ使用証明書がある場合のおむつや失禁用尿取りパッドの購入費 <input type="checkbox"/> 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの費用 ※領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されているものに限る。 <input type="checkbox"/> 治療のための歯列矯正費用 <input type="checkbox"/> 助産師による分娩介助費用 <input type="checkbox"/> 人工授精にかかる費用や不妊治療費用	<input type="checkbox"/> 健康増進や疾病予防などのための医療品の購入費 <input type="checkbox"/> 人間ドックなどの健康診断、予防接種の費用など ※健康診断の結果、重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病の治療をした場合には、健康診断の費用も医療費控除に該当します。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関以外の交通費 ※タクシー代、ガソリン代、駐車場代などは原則対象外。 <input type="checkbox"/> 日常生活における補聴器や一般的な近視・遠視のための眼鏡の購入費 <input type="checkbox"/> 美容目的の歯列矯正費用 <input type="checkbox"/> 感染症対策のマスクや消毒液等の購入費

ここに記載しているのは一例です。
対象となるかどうか判断できない場合はご相談ください。

医療費控除の明細書の作成例

ステップ1 「医療費通知」を添付し記入する(医療費通知がある場合。ない場合はステップ2へ)

令和6年度(令和5年分) 医療費控除の明細書
※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項
 医療費通知(※)に基づいて申告する場合、右記の(1)~(3)を記入し、医療費通知の原本をご提出ください。
※ 医療保険者等が発行する医療費の額等を知通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます(裏面をご確認ください)。(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ア	円 イ	円

2 医療費(上記1以外)の明細
「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
120,000 円 ア	120,000 円 イ	5,000 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

医療費通知(原本)を添付することで明細部分の記入を省略することができます。医療費通知を添付する場合は、(1)~(3)を記入してください。

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を知通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

ステップ2 医療費の明細を記入する(医療費通知がない場合又は医療費通知に記載がない領収書がある場合)

(例) 水戸太郎さんと妻・花子さんのケース(生計を一にしている夫婦で、太郎さんが花子さんの医療費を支払っている場合)

太郎さん 11月18日 A病院で診療 6,500円
 通院(〇〇バス) 往復 780円

12月12日 A病院で診療 6,500円
 通院(〇〇バス) 往復 780円

12月12日 B薬局で医薬品購入 5,500円

花子さん 12月10日 A病院で診療 2,000円
 A病院の診療に対しておいた保険金 1,000円

領収書1枚ごとではなく、医療を受けた方・病院等ごとにまとめて記入します。**ステップ1**の医療費通知に含まれている医療費は記入しません。

記入のポイント

- 誰が・どこの病院(薬局)に・いくらかかったかをまとめましょう。
- 領収書の日付を確認しましょう。

令和5年1月1日~12月31日の領収書が対象です。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
水戸 太郎	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	13,000 円	円
"	A病院への通院費	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	
"	B薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,500	
水戸 花子	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,000	1,000
2 の 合 計			ウ 22,060	エ 1,000

ステップ3 ステップ1・2で記入した金額の合計を記入する

医 療 費 の 合 計	A	(ア+ウ) 142,060 円	B	(イ+エ) 6,000 円
-------------	---	-----------------	---	---------------

ステップ4 控除額を計算して記入する

「医療費控除の明細書」の「3 控除額の計算」については、記載の計算式どおりに記入してください。記入が難しい場合は空欄のままご提出ください。

医療費控除の明細書
完成!

◎所得の種類とその内容（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）

種 類	内 容	
営 業 等	小売業、製造業、建設業、運輸業、サービス業などから生じる所得 ※300万円以下の事業収入は、記帳・帳簿がない場合、雑所得となる場合があります。また、収入にかかわらず記帳・帳簿があっても、事業として認められるかどうかを個別に判断することとなる場合があります。	
農 業	農作物の生産などから生じる所得	
不 動 産	地代、家賃、礼金、更新料などの所得	
利 子	国外で支払われる預金等の利子など源泉徴収されないものによる所得	
配 当	株式の配当、投資信託の収益の分配金などの所得 ※上場株式など、地方税（配当割）が特別徴収されているものは申告不要を選択できます（所得税の申告をした場合を除く）。 ※配当の事務取扱者が発行する配当金計算書などを添付してください。	
給 与 収 入	給与・賃金・賞与などの収入 ※所得への換算は下記①を参照してください。	
専 従 者 給 与	あなたが事業専従者の場合は、給与収入として記入してください。 事業専従者は、事業主と生計を一にする配偶者・その他15歳以上の親族で、6か月を超える期間を事業主の経営する事業に専ら従事した者に限られます。なお、事業専従者を、同一生計配偶者、配偶者特別控除、扶養控除の対象とすることはできません。	
雑	公的年金等収入	厚生年金・国民年金・共済年金・その他の年金収入 ※所得への換算は下記②を参照してください。
	業 務	事業、給与などにあてはまらない継続した取引（副業等）の所得
	そ の 他 雑	個人年金・互助年金・簡保の定期年金・原稿料・印税などの所得
総 合 譲 渡	土地建物以外の資産の譲渡による所得	
一 時	生命保険の満期返戻金、競馬・競輪などの払戻金、賞金、懸賞当せん金など一時的な所得 ※生命保険の満期返戻金の必要経費は支払った掛金です。保険会社が発行する明細などでご確認ください。 ※所得金額は、収入から必要経費を差し引き、さらに特別控除50万円を差し引いた額です（赤字の場合は0円）。 ※課税計算は、所得金額を2分の1にした額で行います。	
分離課税の所得	土地建物の譲渡、株式の譲渡、先物取引による所得（詳しくはお問合せください。）	

①給与等所得金額計算表

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円～1,618,999円	収入－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入÷4（千円未満切捨）×2.4＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入÷4（千円未満切捨）×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入÷4（千円未満切捨）×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入－1,950,000円

◎事業所得者の主な必要経費

租 税 公 課	事業税、固定資産税など
水道光熱費	電気、ガス、水道料金など
旅費通信費	交通費、電話料金など
広告宣伝費	広告料、名入タオル代など
修 繕 費	店舗、自動車、事業用の機械の修理代など
消 耗 品 費	文房具、ガソリン代など
雇 人 費	従業員に対する給与など
地 代 家 賃	店舗、事業所の家賃など
借入金利子	事業用借入金の利子
減価償却費	店舗、自動車、事業用の機械の償却費

②公的年金等の所得金額計算表 ※65歳以上…昭和34年1月1日以前生まれの人。

年 齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	1円～ 3,299,999円	収入－ 1,100,000円	収入－ 1,000,000円	収入－ 900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	収入×0.75－ 275,000円	収入×0.75－ 175,000円	収入×0.75－ 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入×0.85－ 685,000円	収入×0.85－ 585,000円	収入×0.85－ 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入×0.95－ 1,455,000円	収入×0.95－ 1,355,000円	収入×0.95－ 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－ 1,955,000円	収入－ 1,855,000円	収入－ 1,755,000円
65歳未満	1円～ 1,299,999円	収入－ 600,000円	収入－ 500,000円	収入－ 400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	収入×0.75－ 275,000円	収入×0.75－ 175,000円	収入×0.75－ 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入×0.85－ 685,000円	収入×0.85－ 585,000円	収入×0.85－ 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入×0.95－ 1,455,000円	収入×0.95－ 1,355,000円	収入×0.95－ 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－ 1,955,000円	収入－ 1,855,000円	収入－ 1,755,000円

◎所得金額調整控除

次の1又は2に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合 ア. 特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する 所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10％ ※申告書表面「給与⑥」の欄に給与所得から控除額を差し引いた額を記入し、申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」の欄に該当者を記入します。
2 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合 所得金額調整控除額＝（給与所得の金額（※1）＋公的年金等に係る雑所得の金額（※1）－10万円） ※1 10万円を超える場合は10万円 ※2 1の所得金額調整控除の適用を受ける場合は、その控除後の金額から控除します。

◎市民税・県民税控除の種類とその内容

■社会保険料控除(申告書⑬)

納税義務者が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合
 ※社会保険料とは、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、健康保険(任意継続含む)の保険料等。
 ※生計を一にする配偶者等の公的年金から特別徴収されている社会保険料、配偶者名義等からの口座振替分は控除対象外。

■生命保険料控除(申告書⑮)

一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の合計控除額(上限70,000円)

新制度：一般生命・個人年金・介護医療保険料の控除額計算表【表1】(平成24年1月1日以降に締結した契約)	
支払保険料	控除額
12,000円以下	支払額全額
12,000円超～32,000円以下	支払額×1/2+6,000円
32,000円超～56,000円以下	支払額×1/4+14,000円
56,000円超～	28,000円(上限)

旧制度：一般生命・個人年金保険料の控除額計算表【表2】(平成23年12月31日以前に締結した契約)	
支払保険料	控除額
15,000円以下	支払額全額
15,000円超～40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
40,000円超～70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
70,000円超～	35,000円(上限)

※一般生命保険料と個人年金保険料について新契約と旧契約の両方がある場合は、新契約・旧契約によりそれぞれ算出し合計した金額【上限28,000円】。ただし、旧契約のみで算出した金額が28,000円を超える場合は、旧契約のみで算出した金額【上限35,000円】。
 ※控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。

■地震保険料控除(申告書⑯)

地震保険料分と旧長期損害保険料分の合計(上限25,000円)

区分	支払保険料	控除額
地震保険料分	50,000円以下	支払額×1/2
	50,000円超～	25,000円
旧長期損害保険料分	5,000円以下	支払額全額
	5,000円超～15,000円以下	支払額×1/2+2,500円
	15,000円超～	10,000円

※地震保険料は損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払ったもの、旧長期損害保険料は保険期間または共済期間が10年以上で満期返戻金のあるもの。一つの保険が地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する場合は、いずれかを選択して計算します。

■寡婦・ひとり親控除(申告書⑰・⑱)

区分	該当者	控除額
寡婦控除	・夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族のいる方 ・夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方	260,000円
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる単身の方	300,000円

※どの区分の場合も納税義務者の合計所得金額500万円以下が条件。
 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は適用対象外。

■勤労学生控除(申告書⑲)

該当者	控除額
納税義務者が学生・生徒で合計所得金額が75万円以下であって、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合	260,000円

■基礎控除(申告書⑳)

納税義務者の合計所得金額	控除額
24,000,000円以下	430,000円
24,000,000円超24,500,000円以下	290,000円
24,500,000円超25,000,000円以下	150,000円
25,000,000円超	0円

■障害者控除(申告書㉑)

納税義務者又は同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)若しくは扶養親族が障害者である場合

区分	該当者	控除額
障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方など	260,000円
特別障害者	障害者のうち、身体1・2級、精神1級、療育④・Aの方など	300,000円
同居特別障害者	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税義務者又は納税義務者の同一生計配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしているその他親族のいずれかが当該特別障害者と同居を常にしている方	530,000円

※障害者控除対象者認定書でも障害者控除を受けられます。

■配偶者控除(申告書㉒)

生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合

納税義務者の合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象者	老人控除対象配偶者
9,000,000円以下	330,000円	380,000円
9,000,000円超～9,500,000円以下	220,000円	260,000円
9,500,000円超～10,000,000円以下	110,000円	130,000円
10,000,000円超～	控除適用なし	

※老人控除対象配偶者…昭和29年1月1日以前生まれの方。

■配偶者特別控除(申告書㉓)

生計を一にする配偶者の合計所得が48万円超133万円以下で、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	控除額			
	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	1,000万円超
480,000円超～1,000,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円	控除適用なし
1,000,000円超～1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円	
1,050,000円超～1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円	
1,100,000円超～1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円	
1,150,000円超～1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円	
1,200,000円超～1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円	
1,250,000円超～1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円	
1,300,000円超～1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円	
1,330,000円超～	0円	0円	0円	

■扶養控除(申告書㉔)

生計を一にする親族であり、合計所得金額が48万円以下の場合

区分	該当者	控除額
一般扶養親族(※1)	・平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれの方 ・昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれの方	330,000円
特定扶養親族	平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの方	450,000円
老人扶養親族	昭和29年1月1日以前生まれの方	380,000円
同居老親等	老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で同居している方	450,000円
16歳未満扶養親族(※2)	平成20年1月2日以降生まれの方	0円

※1 国外居住者については一定の要件があります(P.4参照)。
 ※2 16歳未満扶養親族の所得控除はありませんが、市民税・県民税・森林環境税の非課税を判定する際の扶養人数には含まれます。

Q.1 所得がなくても申告が必要ですか。

A.1 所得がない場合でも申告が必要な場合があります。P.2「市民税・県民税の申告が必要かどうか確認しましょう」のチャートに沿ってご確認ください。

Q.2 市の申告会場で所得税の確定申告はできますか。

A.2 2月2日から3月15日の申告期間中に限り、一部の確定申告を受け付けています。申告内容によっては市の申告会場で受付できない場合がありますので、P.3「下記に該当する場合は税務署会場のみでの受付です」をご確認ください。

Q.3 申告の予約をしたいのですが、市役所に行けば予約できますか。

A.3 申告の予約は、市民税課の窓口・直通電話では承っていません。水戸市公式 LINE または専用ダイヤルからご予約ください。LINEからの予約は、ご家族など代理の方でもできますので、申告者の氏名を入力してご予約ください。なお、コールセンターは電話が大変混み合います。つながらない場合は、時間を改めておかけ直してください。

Q.4 医療費を申告したら還付が受けられると聞いたのですが…。

A.4 税の申告において医療費が還付される制度はありません。「医療費控除」は、所得があった場合に所得から差し引く控除のひとつです。給与や年金から源泉徴収されていた所得税がある方で、医療費控除等を確定申告した結果納めすぎと算定された場合、所得税が還付されます。

キリトリセン

310-8610

切手を
お貼り
ください

茨城県水戸市中央1-4-1

水戸市

財務部 市民税課 行

ご住所

お名前

**投函前に確認を
申告書郵送チェックリスト**

申告書を同封しましたか？

収入や控除に関する書類を同封しましたか？

本人確認書類のコピーを同封しましたか？

申告書の記入について、添付資料を同封して記入を省略した方は、申告書左の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」中⑰～㉓の欄における配偶者控除、障害者控除、寡婦控除など該当する欄については、記入しましたか？

医療費控除の適用を申告する方は、医療費控除の明細書を同封しましたか？

※医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書の同封は不要です。「医療費控除の明細書」だけ同封してください。領収書はご自宅で5年間保存してください。

お問合わせ

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市市民税課

電話 029-232-9138 (直通)

時間 8:30~17:15 (水曜日のみ19:00まで)

水戸市 市県民税

検索